

県立学校長殿

岡山県教育委員会教育長

新型コロナウイルス感染症に係る濃厚接触者等の部活動の大会等への参加について

学校における濃厚接触者及び学校が濃厚接触者に準ずると特定した生徒（以下「濃厚接触者等」と言う。）の行動制限等については、令和4年7月25日付け教保健第143号「学校における児童生徒等の新型コロナウイルス感染症の陽性者に係る濃厚接触者の特定及び行動制限等について」等により、適切に対応いただいているところですが、このたび、校長及び大会主催者が認める場合は、令和4年7月25日付け、文部科学省事務連絡中の「2日目及び3日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合は、3日目から解除を可能とすること」の条件で大会参加が可能となる考え方を、次のとおり整理しましたので、別紙も確認の上、適切に御対応ください。

なお、今後、状況に変化があった場合は、対応等の変更や追加があることを申し添えます。

記

1 濃厚接触者等の出席停止期間中の大会等への参加条件について

次の要件を全て満たす場合に参加可とする。

- (1) 学校において、校長が特に認める場合。
- (2) 無症状であり、最終曝露日を0日として2日目及び3日目の抗原定性検査キットを用いた自費検査で陰性確認できた場合。（3日目から参加可）
- (3) 薬事承認された抗原定性検査キットを用い、確認書（別紙）の対応を行った場合。

2 その他注意事項

- (1) 学校は、濃厚接触者等の1による検査結果を必ず確認すること。また、医療機関以外での検査により陽性が確認された場合には、学校から濃厚接触者等に対し、医療機関の受診を促すとともに、当該医療機関の診断結果の報告を求めること。  
なお、1による検査により陽性が確定した場合、感染症法に基づく保健所への届出は診断を行った医療機関が行うため、学校から保健所への連絡は不要であること。
- (2) 陰性が確認された場合に待機を解除することについて、保健所への確認や連絡は不要であること。
- (3) 待機解除後に大会等に参加する際は、基本的な感染対策を徹底すること。  
また、学校から濃厚接触者等に対して、7日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、大会等以外への不要不急の外出を避けることを徹底すること。
- (4) 学級閉鎖等期間中における部活動の大会等への参加については、令和4年4月28日付け、事務連絡を適用すること。

<本件担当>

(運動部活動に関すること)

岡山県教育庁保健体育課 学校体育班

TEL：086-226-7592

(文化部活動に関すること)

岡山県教育庁生涯学習課 企画推進班

TEL：086-226-7596

抗原定性検査キットを使用した検査実施体制に関する確認書

- ① 検査管理者が研修を受講していることを確認して、検査を実施してください。  
※研修については、厚生労働省の HP で公開される以下の WEB 教材の関連部分を学習します。
  - ・医療従事者の不在時における新型コロナウイルス抗原定性検査のガイドライン
  - ・理解度確認テスト

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00270.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00270.html)
- ② 抗原定性検査キットは、濃厚接触者等に対する検査にのみ使用します。
- ③ 検査管理者が、受検者に対し、検査の実施方法等について別紙を活用し説明するとともに、理解を得たことを確認します。  
また、検査の実施に当たっては、可能な限りオンラインで立ち会うなどして実施するほか、検査結果は必ず確認します。
- ④ 検査管理者が、受検者に対し、抗原定性検査キットを使用した検査の結果が陽性となった場合、医療機関への受診を促すとともに、その診断結果を確認します。
- ⑤ 検査結果が陰性だった場合にも、当該業務への従事以外の不要不急の外出はできる限り控えるように求めます。

以上①から⑤までについて確認しました。

確認日：令和 年 月 日

確認者： \_\_\_\_\_



教保健第143号  
令和4年7月25日

県立学校長殿

教育委員会教育長

学校における児童生徒等の新型コロナウイルス感染症の陽性者に  
係る濃厚接触者の特定及び行動制限等について

このことについては、これまで令和4年5月25日付け教保健第64号により御対応いただきておりましたが、このたび別添写しのとおり、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から事務連絡があり、濃厚接触者の待機期間が見直され、7日間から5日間に変更されましたので、適切に御対応ください。

### 記

#### 1 濃厚接触者に準ずる児童生徒等の特定等について

(1) 保健所による濃厚接触者の特定は、原則、同居の家族のみであることから、学校は、陽性となった児童生徒等（以下、「陽性者」という。）から行動歴を聞き取り、次の範囲（※）で濃厚接触者に準ずる児童生徒等の特定を行う。

※ 陽性者の感染可能期間（発症2日前から）に接触した児童生徒等のうち、会話の際にマスクを着用していないなど、感染対策を行わずに飲食を共にした場合等（例）

- ・昼食、更衣、運動の際にマスクを着用せず、目安として1メートルの距離で約15分以上の接触があった場合
- ・寮や寄宿舎等において同室の場合
- ・長時間の接触（1時間程度、車内同乗等）があった場合

(2) 特定された児童生徒等の自宅待機期間は5日間（出席停止の扱い）とし、期間短縮の措置はしない。

※文部科学省事務連絡には「2日目及び3日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合は、3日目から解除を可能とすること」と示されているが、県立学校の児童生徒等は適用外とする。

#### 2 学校の臨時休業等について

臨時休業等の期間については、陽性者の感染可能期間（発症2日前から）に、接触があった最終の日を0日とし、その翌日から4日間とする。

#### 3 その他

(1) 臨時休業等の対応について、学校から保健所に問い合わせることは控えること。

(2) 教職員については、事業所等と同様の取り扱いとする。（別添 厚生労働省事務連絡参照）

#### 【本件問合せ先】

- ・児童生徒等について  
教育庁保健体育課 健康・安全教育班  
TEL：086-226-7591
- ・教職員について  
教育庁福利課 健康管理班  
TEL：086-226-7604

令和4年7月22日付けで厚生労働省事務連絡の一部改正が行われ、濃厚接触者の待機期間の見直し等が行われましたので、お知らせします。



事務連絡  
令和4年7月25日

各都道府県・指定都市教育委員会総務課・学校保健担当課  
各都道府県教育委員会専修学校主管課  
各都道府県私立学校主管部課  
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課  
各文部科学大臣所轄学校法人担当課  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた  
各地方公共団体の学校設置会社担当課  
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

#### 濃厚接触者の待機期間の見直し等について

令和4年7月22日付けで厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡「B.1.1.529系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について」の一部改正が行われましたので、その改正内容についてお知らせします。

なお、関連して、同日付けで厚生労働省より「オミクロン株のBA.5系統への置き換わりを見据えた感染拡大に対応するための医療機関・保健所の負担軽減等について」が発出されていますので、併せて御参照ください。

本改正に伴い、学校生活において御留意いただきたい点等については、8月中下旬を目途に改めてお知らせする予定ですので、御承知置きください。

都道府県・指定都市教育委員会担当課におかれては所管の学校及び域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、国公立大学法人附属学校事務主管課におかれてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人担当課におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては所轄の認定こども園及び域内の市（指定都市及び中核市を除く。）区町

村認定こども園主管課に対して、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課におかれては所管の高等課程を置く専修学校に対して、本件を周知されるようお願いいたします。

## 記

### 1. 積極的疫学調査の実施対象について

- ・ 幼稚園、小学校、義務教育学校及び特別支援学校等における濃厚接触者の特定及び行動制限については、自治体の関係部局が連携して、自治体ごとに予め方針を定めることとされている一方で、それ以外の中学校、高等学校及び中等教育学校等で感染者が発生した場合については、濃厚接触者の特定及び行動制限は求められない点に変更はないこと
- ・ また、現在、BA.5 系統への置き換わりが進む中で、感染者が急増しており、保健所業務の重点化や社会経済活動の維持の観点から、感染するリスクの高い同一世帯内や、重症化リスクの高い方が入院・入所している医療機関や高齢者施設等を対象に積極的疫学調査を集中的に実施することとされたこと

### 2. 濃厚接触者の待機期間の見直しについて

- ・ 特定された濃厚接触者の待機期間は、最終曝露日（感染者との最終接触等）から5日間（6日目解除）とすること
- ・ ただし、2日目及び3日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合は、3日目から解除を可能とすること

以上

<本件連絡先>

文部科学省:03-5253-4111(代表)

初等中等教育局 健康教育・食育課(内2918)